

にし きゅう しゅう だい がく
西 九州 大 学

にしきゅうしゅうだいがくたんきだいがくぶ
西九州大学短期大学部

りゅうがくせい
留学生ハンドブック

にしきゅうしゅうだいがく にしきゅうしゅうだいがくたんきだいがくぶ こくさいこうりゅう れいわ ねんどはっこう
西九州大学・西九州大学短期大学部 国際交流センター令和3年度発行

がつこうほうじん ながはらがくえん
学校法人 永原学園



ながはらがくえんこうしき
永原学園公式マスコット
ナガーラ

もくじ 目次

1. 来日後まずしなければならない手続きなど	4P
(1) 区(市)役所での手続き	4P
(2) 銀行での手続き	5P
(3) 日本での連絡手段の確保	5P
2. 在留手続きについて	6P
(1) 在留カード	6P
(2) 出入国在留管理局での手続き一覧	6P
(3) 日本に初めて入国する場合	7P
(4) 日本国内の受け入れ先が変わった場合	7P
(5) 在籍学校を卒業・除籍・退学する場合	8P
(6) 在留期間を更新する場合	8P
(7) 在留資格を変更する場合	9P
(8) 卒業後に就職活動を続ける場合	9P
(9) アルバイトをする場合	9P
(10) 一時帰国をする場合	10P
(11) 在学期間に引っ越しをする場合	11P
(12) スムーズに在留手続きをするための注意点	11P
(13) 最寄りの入管	12P
3. 【学内】学生生活	13P
(1) 授業参加の際の注意点	13P
(2) 事務局での各種申請・届出等	14P
(3) 学費納入の延期・分納について	15P
(4) 國際交流センターでの手続き・お知らせ	15P
(5) 大学のインターネット環境	16P
(6) スクールバス・電車の利用	16P
(7) 西九州大学付属図書館の利用	17P
(8) 学内スポーツ施設案内	18P
(9) 学生クラブ・サークルに参加してみよう	19P
(10) 相談窓口	20P
4. 【学外】学生生活	21P
(1) アパートを借りる	21P

(2) ごみの出し方 & 部屋の清掃	21P
(3) アルバイトのルール	23P
(4) 自転車・自動車・バイクを利用する	24P
(5) 銀行・郵便局での口座開設	27P
(6) 母国や日本国内に小包などを送るとき	27P
(7) 飲酒・喫煙	28P
(8) 薬物乱用	28P
5. 留学終了後の手続き	29P
(1) 留学が終わった後の手続きについて	29P
(2) 帰国する場合	30P
(3) 進学・就職する場合	34P
(4) 就職活動をする場合	36P
6. 健康管理	38P
(1) 保険について	38P
(2) 病気やけがをしたとき・健康診断	40P
7. 災害・緊急時の対応	42P
(1) 災害時の対応について	42P
(2) 非常のとき	49P
8. 佐賀県の便利なサポートについて	50P
(1) 佐賀トラベルサポート多言語コールセンター	50P
(2) 行政・病院手続きサポート多言語コールセンター	50P
(3) さが多文化共生センター	51P
9. 学年歴	52P
10. キャンパスマップ	54P
11. 国民の祝日	55P
【参考様式】学費納入延期・分納願 / アルバイト誓約書&報告書	56P

(参考)

内閣府 / 総務省 / 厚生労働省 / 出入国在留管理局 / 東京都 / 福岡県 / 佐賀県 /

にしきやうしゅうだいがく / ながさきだいがく / こうきょうだいがく / きゅうしゅうだいがく / ちばだいがく / からきだいがく / にほんふくしだいがく

JEES / 佐賀県医師会 / 郵便局 / LINE / 緊急通報ナビ / ハイパーダイヤ /

外国人雇用の教科書 / ビザ申請PRO / SC ジョンソン社

1

来日後まずしなければならない手続きなど



留学生のみなさん、ようこそ西九州大学・西九州大学短期大学部へ。本学に来て、これから留学生として生活していくために、まずしなければならない大切な手続きがあります。

(1) 区市町村窓口での手続き

アパートや寮等、皆さんの住所が確定したら、以下の手続きを行って下さい。

【必要書類】 在留カード(発行されている場合) / パスポート / 留学生の住所のメモ

① 住民登録

留学生が住む区市町村窓口(以下、市役所等)にて、転入届を提出して住民登録を行って下さい。

② マイナンバーの手続き

マイナンバーは外国人を含む日本に住む全ての方に与えられる個人番号のことです。行政手続きやアルバイトの給与をもらったりする時に必要になります。上記①の住民登録の手続きを終えた後に、2~3週間を目安に、個人番号通知書が登録された住所に書留で郵送されます(配達された際に本人がいない場合は、不在通知が投函されます)。更に、申請すれば写真付きのマイナンバーカードが発行できます。

*アルバイト活動等でマイナンバーの証明が必要な場合は、市役所等にて、マイナンバー入りの住民票(1通300円)を発行すれば、代用できます。

<個人番号通知書>

個人番号通知書	
個人番号 1234 5678 9012	
氏名 番号 太郎	
生年月日 令和2年6月1日	
○ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。	
○ 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、「マイナンバーカードの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。	
○ 本通知書の再発行は行いません。	
マイナンバーカードの申請について	
○ マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。頒布データークをご利用のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。	
○ 駐在にあたりマイナンバーカードを申請する場合には、開国の税務と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同様のパンフレットをご確認ください。	
※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 1234】です。	
○ マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行った場合には、本通知書を提示することで、手続簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同様のパンフレットまたはマイナンバーカード下記紹介サイト(https://www.kogenbangou-card.go.jp/)をご覧ください。	
お問い合わせ先: 0120-95-0128 (マイナンバー総合フリーダイヤル) 平日 09時30分～20時00分 土日祝日 09時30分～19時00分 (年終年末を除く)	
支拂印(印字用) 支拂印(印字用) QRコード	
2020年5月12日 120000 00010002 00000008 2/9	

<マイナンバーカード>



引用元：総務省



ふざいつうち なに 不在通知って何？

A

A マイナンバー通知等、個人情報が含まれる書類は本人に直接
てわたし 手渡しされます。そのため、送付時に本人が不在にしている場合は、
ふさいでうち 不在通知がポストに入れられます（右図は郵便局の場合です。デザイン
おなま かぎ は同じとは限りません）。不在通知を受けた場合は、記載の追跡番号を基
でんわ せんよう に、電話か専用のサイトで再配達の依頼をしてください。尚、再配達
いらい おこな 依頼を行える期間が決められている場合もありますので、不在通知を
う と はあい 受け取った場合は、できるだけ早く連絡をしましょう。

<https://trackings.post.japanpost.jp/delivery/deli/>



(引用元: 日本郵便)

③ 国民健康保険の加入

国民健康保険の加入手続を行って下さい。(保険の詳細は38P参照)

④ 国民年金の加入・免除

留学生が住む市役所等にて、加入申請と免除申請を併せて行って下さい。

(a) 日本国内の別の機関から本学に進学した場合は、学生証発行後に、(b) 海外から本学に直接入学する場合、学生証が交付される前（入国～入学）と学生証が交付された後（入学～帰国）の2回、手続きに行く必要があります。



にゅうこくご かいない じょうき てつづおくだ むりょう
入国後14日以内に、上記①～④の手続きを終えて下さい（無料）。

(2) 銀行での手続き

口座開設の際には在留カードと印鑑を持参して下さい。また、海外送金をする場合にはマイナンバーの個人番号が必要になりますが、マイナンバー通知カードが郵送される前でも、市役所等にて個人番号が記載された住民票（有料）が発行できるので、こちらをご利用下さい。（銀行の詳細は27P参照）

(3) 日本での連絡手段の確保

携帯電話やSIMカードを購入する等して、日本での連絡手段を確保してください。
また、国際交流センターから留学生への連絡は通常LINEというSNSアプリを
介して行われますので、各自インストールしてアカウントを作成してください。



2 在留手続きについて



(1) 在留カード

在留カードは日本に中長期期間在留する外国人(3カ月以上)に対して交付される、顔写真・氏名・国籍・生年月日・在留期限等が記載される公的な身分証明書です。成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港から入国した学生には在留カードが入国時に渡されます。それ以外の空港から入国した場合は、市役所等の住民登録の手続きを終えた後に、1~2週間を自安に、登録された住所に書留で郵送されます(配達された際に本人がない場合は、不在通知が投函されます)。

在留カードは常時携帯することが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。在留カードを携帯していなかった場合は、20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

--	--

(引用元：外国人雇用の教科書)

(2) 出入国在留管理局での手続き一覧

外国人の在留情報は出入国在留管理局(以下、入管)で管理されています。



在留カード情報が変更になった際は、**至急、学生支援課に報告をしてください。**

<留学生に係る主要な手続き一覧>

目的	手続名	説明
日本に初めて入国する場合	在留資格認定証明書交付申請	7ページ
日本国内の受け入れ先が変わった場合	所属(活動)機関に関する届出(移籍)	7ページ

在籍学校を卒業・除籍・退学する場合	所属(活動)機関に関する届出(離脱)	8ページ
在留期間を更新する場合	在留期間更新許可申請	8ページ
在留資格を変更する場合	在留資格変更許可申請	9ページ
卒業後に就職活動を続ける場合	在留資格変更許可申請(特定活動9)	9ページ
アルバイトをする場合	資格外活動許可申請	9ページ
一時帰国をする場合	再入国出国記録(再入国EDカード)	10ページ
在学期間に引っ越しをする場合	転出届・転入届	11ページ

(3) 日本に初めて入国する場合

留学のために日本に初めて入国する場合は、事前に在留資格認定証明書を取得することで、その後の留学ビザや入国に係る審査手続きが迅速に行われます。



- <手続名> 在留資格認定証明書交付申請
- <申請時期> 本学への入学が決まった後すぐ
- <審査期間> 1か月～3か月(書類に問題がある場合は、これ以上)
- <申請場所> 福岡出入国在留管理局(佐賀出張所も可)
- <申請人> 本学スタッフの代理申請
- <必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。
 - ① 在留資格認定証明書交付申請書(入管様式)
 - ② 写真(縦4cm×横3cm)
 - ③ 返信用封筒

<H P> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

(4) 日本国内の受け入れ先が変わった場合

日本国内の日本語学校から本学に進学した場合や就職、進学により、日本国内で受け入れ先が変わった場合に行う手続きです。現在の受け入れ先から離れる手続きも同時にを行う場合は、「離脱と移籍」の届けを提出します。



<手 続 名> 所属(活動)機関に関する届出(移籍)
<申請時期> あたら 新しい所属機関への入学(進学)が決定してから、14日以内
<申請場所> 福岡出入国在留管理局(佐賀出張所も可)
<申請人> 留学生本人
<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。
 ① 届出書(移籍は参考様式1の3)
 ※離脱と移籍の場合は、参考様式1の6
 ② 在留カード

<H P> http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

(5) 在籍学校を卒業・除籍・退学する場合

本学を卒業、除籍、退学した際に行う手続きです。
<手 続 名> 所属(活動)機関に関する届出(離脱)
<申請時期> ほんがく そつぎょう じょせき たいがく おこな てつづ 本学を卒業、除籍、退学をしてから、14日以内
<申請場所> 福岡出入国在留管理局(佐賀出張所も可)
<申請人> 留学生本人
<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。
 ① 届出書(参考様式1の2)
 ② 在留カード



<H P> http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

(6) 在留期間を更新する場合

在留カードの在留期間を更新する際に必要な手続きです。期限までに申請を行わなかったときは、入管法第71条の2の規定により、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられことがあります。
<手 続 名> 在留期間更新許可申請
<申請時期> 在留期間の満了する3か月前
<審査期間> 2週間～1か月(書類に問題がある場合は、これ以上)
<申請場所> 福岡出入国在留管理局(佐賀出張所も可)
<申請人> 留学生本人
<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。
 ① 在留期間更新許可申請書(入管様式)
 ② 写真(縦4cm×横3cm)
 ③ パスポート及び在留カード



<H P> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

(7) 在留資格を変更する場合

在留カードの在留資格を変更する際に必要な手続きです。例えば、卒業後に日本国内で仕事をする場合には、「留学」から就労が可能な別の在留資格に変更をしなければなりません。



<手続名> 在留資格変更許可申請

<申請時期> 在留資格の変更理由が生じたときから在留期間満了日まで

<審査期間> 2週間～1か月 (書類に問題がある場合は、これ以上)

<申請場所> 福岡出入国在留管理局 (佐賀出張所も可)

<申請人> 留学生本人

<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。

① 在留資格変更許可申請書（入管様式）

② 写真（縦4cm×横3cm）

③ パスポート及び在留カード

<HP> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

(8) 卒業後に就職活動を続ける場合

卒業後も就職活動を継続する際に必要な手続きです。卒業前から就職活動を行っていることが条件です。



<手続名> 在留資格変更許可申請（特定活動9）

<申請時期> 卒業する1か月前

<審査期間> 2週間～1か月 (書類に問題がある場合は、これ以上)

<申請場所> 福岡出入国在留管理局 (佐賀出張所も可)

<申請人> 留学生本人

<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。

① 在留資格変更許可申請書（入管様式）

② 写真（縦4cm×横3cm）

③ パスポート及び在留カード

<HP> http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henkou10_21_10.html

(9) アルバイトをする場合

留学生の目的は学習や研究であるため、アルバイト等の収入が発生する活動は認められていませんが、例外措置として、この手続きを行うことでアルバイトをすることができます。



本学の留学生がアルバイトをする場合は、独自ルールがあります。ので、アルバイトを始める前に必ず確認してください (23P参照)

<手続名> 資格外活動許可申請
<申請時期> アルバイトを始める前
<審査期間> 2週間～1か月（書類に問題がある場合は、これ以上）
<申請場所> 福岡出入国在留管理局（佐賀出張所も可）
<申請人> 留学生本人
<必要書類> 以下は基本的な書類です。詳細は、入管ホームページからご確認下さい。
 ① 資格外活動許可申請（入管様式）
 ② 在留カード

<H P> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.htmlH>

(10) 一時帰国をする場合

皆さんが一時帰国等の理由で日本を出国する際、期間が有効なパスポートと在留カードをもっており、1年以内に日本へ再入国する場合は、再入国許可がなくても大丈夫です。具体的には、日本を出国する際に、空港（または入管）で再入国出国記録（再入国EDカード）をもらい、必要な箇所にチェックをしてください（下の図を参照）。また、1年を超えて日本を離れる場合は、事前に入管で「再入国許可」を取得する必要があります。詳細は入管ホームページからご確認下さい。



一時帰国の予定を決める際には、不在時のトラブルを避けるために必ず指導教員と学生支援課に事前に相談をして下さい。

<H P> <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>



外国人用 (再入国) <p>以下の質問について、該当するものごとに記入し、署名して下さい。(特別永住者の方は署名の方)。Please check the applicable items and put your signature.</p> <p>1. あなたは、日本国外で日本にいて、何の事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?</p> <p>□ はい Yes □ いいえ No</p> <p>2. あなたは、現在、麻薬、大麻、あん��(けい)、覚せい剤等の規制薬物又は統治、刀剣類若しくは火薬類を持ち歩いていますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuanna, opium, stimulants or other controlled substances, swords, explosives or other such items?</p> <p>□ はい Yes □ いいえ No</p> <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>署名 Signature</p> <p>官用欄 Official Use Only</p>	再入国用 (再入国) <p>以下の質問について、該当するものごとに記入し、署名して下さい。(特別永住者の方は署名の方)。Please check the applicable items and put your signature.</p> <p>1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.</p> <p>2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.</p> <p>(地方入管管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定がない方は、☑して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)</p> <p>署名 Signature</p> <p>官用欄 Official Use Only</p>
--	--

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

- 再入国を希望する方は、
→ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.
- 有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、
→ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.
(地方入管管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定がない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

（引用元：出入国在留管理庁）

(11) 在学期間に引っ越しをする場合

引っ越し前の市役所等で転出届を、引っ越し後の市役所等で転入届を提出すれば、入管への手続きは不要です。但し、[上記\(2\)](#)にあるような手続きを申請中に、住所が変更になった場合は、必ず入管に電話等でご連絡ください。

(12) スムーズに在留手続きをするための注意点

皆さん日本にいる一番の目的は勉強・研究することです。入管法に基づき、在留資格に合った本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合は、「留学」の在留資格が取り消されたり、留学延長のための在留期間更新や卒業後の就職のための在留資格変更の手続きが不許可になる可能性があります。そのため、皆さんが「希望する間」、「希望する資格で」、「日本に合法的に」滞在できるよう、自ごろから十分注意をして下さい。



Q 在留資格にデメリットになる活動ってありますか？

A 留学継続や卒業後の就職のための在留資格に係る手続きを行う際に、以下の様な活動をすれば、デメリット（=不許可になる可能性）になります。

<デメリットになる活動例>

① 不適切なアルバイト活動

- 資格外活動許可がないにも関わらず、アルバイトをしていた。
- オーバーワーク（授業期間に一週間のアルバイト活動が28時間を超過した）
- 風俗など、法律では認められていないアルバイトをした（24P参照）。

② 好ましくない学修態度

- 授業の欠席や遅刻が多い
- 不合格の科目が多い

③ 不誠実な入管への報告

- 入管への各種申請を期限内に行わなかった。
- 入管へ虚偽の申請を行った。

④ 各種犯罪への関与

⑤ 金銭トラブル

- 国民健康保険を期限内に支払わなかった。
- 社会福祉協議会（社協）の貸付金など、ローンの支払いを返済しなかった。
- クレジットカードの支払いを返済しなった。

(13) 最寄りの入管 もよにゅうかん

福岡出入国在留管理局佐賀出張所が
本学から一番近い入管です。佐賀駅北口から
出て徒歩約10分のところにあります。

<所在地>

佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第2合同庁舎6階

<TEL>

0952-36-6262

<営業時間>

9時～12時, 13時～16時 (土・日曜日, 休日を除く)



(引用元: ビザ申請PRO)

3. [学内] 学生生活



(1) 授業参加の際の注意点

本学は二学期制で、前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日です。通常、それぞれ15週（回）授業があり、その後、定期試験が行われます。授業・試験に関する詳細は、教務課に確認してください。

以下は、特に注意してほしい点をいくつか紹介します。

① 学生証

皆さん、本学の学生であることを証明できる身分証になりますので、在留カードと合わせて必ず携帯をするようにしてください（紛失した場合、各キャンパス学生支援課にて1,500円で再発行ができます）。また、学生証がない場合は、定期試験に参加が出来ませんのでご注意ください。

② 欠席・遅刻

欠席や遅刻をした場合は、皆さんの成績にマイナスに影響することになりますので、原則、授業は出席をしてください。もし、急な体調不良等の理由で、やむをえない場合は、必ず事前に学校（指導教員や教務課等）に連絡をしてください。

③ 退学

3ヶ月間の出席率が5割を下回る場合、あるいは学期末GPAが1.0未満にあって修業年限（大学は4年間/大学編入と短大は2年間）で卒業が見込まれないと判断される場合、原則として退学を勧告します。

④ 除籍

以下の場合は、除籍に該当します。

- 修業年限の2倍（大学は8年間/大学編入と短大は4年間）経っても卒業できない場合。但し、留学生が留年する場合、入管の審査が厳しくなるため、在留期間が更新されない可能性があります。
- 正当な理由がなく授業料を支払わなかった場合。
- 病気その他で勉強の見込みがない場合



Q

在留期限内であれば、留学終了後も滞在できますか？

A

速やかに帰国をしてください。卒業、退学、除籍後、在留カードの在留期間が残っていたとしても、同じです。これを守れない場合は、不法滞在となりますので、ご注意ください。

じ む き ょ く か し ゆ し ん せ い と ど け で な ど
(2) 事務局での各種申請・届出等

じ む き ょ く お こ な お も し ん せ い と ど け で い ち ら ん
<事務局で行う主な申請・届出一覧>

もくてき 目的	まどぐら 窓口	しょしきめい 書式名	ていしゅつき げん 提出期限	てすうりょう 手数料
せいせき しょくめい 成績の証明をしたい	きょうあむか 教務課	がくぎょうせいせき しょくめいしょ 学業成績証明書 (単位取得証明書)	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	えん 200円
そつきょう しょくめい 卒業の証明をしたい	きょうあむか 教務課	そつきょう みこみ しょくめいしょ 卒業(見込)証明書	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	えん 200円
ほんがく しゅどく しかく しょくめい 本学で取得した資格の証明をしたい	きょうあむか 教務課	しかくしゅどく みこみ しょくめいしょ 資格取得(見込)証明書	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	えん 200円
ほんがく じゅしん けんこうしんだん 本学で受診した健康診断の しょくめい ほ 証明が欲しい	がくせい 学生 しおるか 支援課	けんこうしんだんしょくめいしょ 健康診断証明書	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	えん 200円
ほんがく さいがく しょくめい 本学に在学している証明をしたい	がくせい 学生 しおるか 支援課	ざいがくしょくめいしょ 在学証明書	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	えん 200円
がくせいしょう な 学生証を失くしたので、再発 こう 行したい	がくせい 学生 しおるか 支援課	がくせいしょうさい こうふねがい 学生証再交付願	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	えん 1,500円
しめい じゅうしょ でんわばんごう ほしょううん 氏名/住所/電話番号/保証人 か が変わった	がくせい 学生 しおるか 支援課	がくせいじこう じゅうしょとう へんこうとづけ 学生事項(住所等)変更届 がくない じょうほう へんこう ※学内システム情報を変更 ひつよう する必要があるため、すぐ ていしゅつ に提出してください。	へいじつすいじ 平日随時	なし
がくひ しはら きげん 学費の支払い期限を の延ばして、分けて支払いたい。	そ う む か 総務課	がくひのうゆうえんき ほんのうねがい 学費納入延期・分納願 ※15P参照	ぜんき 前期5/10 こうき 後期10/31	なし
にほんご しかく 日本語の資格があるので、 がくひ やす 学費を安くしたい	がくせい 学生 しおるか 支援課	じゅぎょうりょうげんめんしんせいしょ 授業料減免申請書	しんき <新規> しゅとくご 取得後すぐ <継続> まいとし がつ 毎年1月	なし
つうがく でんしゃ ていきけん 通学のための電車の定期券を か 買いたい	がくせい 学生 しおるか 支援課	つうがくつい きけんこうにゅうちうしこみしょ 通学定期券購入申込書	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	なし
しゅうかつなど でんしゃ りょうきん 就活等のため電車の料金を わりびき 割引したい	がくせい 学生 しおるか 支援課	がくわりしょくこう ほねがい 学割証交付願	へいじつすいじ 平日随時 よう えいぎょうび (要2営業日)	なし
くるま うんてん つうがく 車を運転して、通学したい	がくせい 学生 しおるか 支援課	ちゅうじやどうふくしんせいしょ 駐車登録申請書	へいじつすいじ 平日随時	えん 2,000円

(3) 学費納入の延期・分納について

ほんがく がくひ ほんのう
本学の学費は前期と後期と分けて支払いますが、それぞれの支払期日は決まってい
ます（前期分は5/10、後期分は10/31）。もし期日を過ぎても支払いがない場合、
がくそく もと じょせき ただ じせん がくひのうにゅう えんき ほんのうかか
学則に基づき、除籍になることもあります。ただし、事前に学費納入延期・分納願
よしき (様式はハンドブックの最後を参照) を総務課に提出することで、支払い期限を
おくらせ、また分割して支払うことができます。



Q

がくひ 学費はいつでも延期・分納れますか？

A

できません。手続きができる期間は決まっていますので、学費の支払いが間にあ
合わなさそうな場合、事前に総務課へご相談ください（自安として、遅くとも前期分は4月
じょじゅんこうろ 初旬頃まで、後期分は10月初旬頃まで）。特に、書類には保証人の方の署名等が必要に
なりますので、国際郵送の時間を考えると、留学生は早めにご準備下さい。
尚、延期・分納の手続きを行うためには、学費の一部を上記の期日までに支払っておく
必要がありますので、ご注意ください。

(4) 国際交流センターでの手続き・お知らせ

こくさいこうりゅう じむきょく がくせいしえんか りゅうがくせい にちじょう
国際交流センター事務局は学生支援課です。ここでは留学生のみなさんが日常
ひつよう 必要とするさまざまな手続き等を行うところです。

- 住所・電話番号・メールアドレス変更届けの提出
- 燕学金申請の手続き
- 寄宿・アパートに関する手続き
- 保険に関する手続き
- 資格外活動（アルバイト）に関する手続き
- 一時帰国、再入国、帰国の際の手続き
- その他留学に関する事項

① 学生支援課（神埼キャンパス）
TEL: 0952-37-9208
e-mail: nky_gakusei@nisikyu-u.ac.jp

② 学生支援課（佐賀キャンパス）
TEL: 0952-31-3066
e-mail: gakuseika@nisikyu-u.ac.jp

(5) 大学のインターネット環境

① 就職支援室（学生支援課横）のコンピューター

事務局が開いている時間帯（平日8時50分～17時50分）であれば、自由に使うことができます。

② 情報処理室のコンピューター

開放されている時間帯であれば自由に使うことができます。使える時間の確認は情報処理室の前にあるモニターで確認できます。

■ 神埼キャンパス 3号館3F第1～3情報処理演習室

■ 佐賀キャンパス 1号館2F122第1情報処理室 /
3号館2F3203PC演習室

③ 学内Wi-Fi

学内には学内Wi-Fiが設置されています。

STEP【1】 ネットワーク「nisikyu-u」を選択し、パスワード「u-uykisin」を入力

STEP【2】 ブラウザを立ち上げ、本学から発行されたIDとパスワードを入力

④ 本学関連サイト

・西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター

<https://www.nisikyu-u.ac.jp/international/>

・西九州大学・西九州大学短期大学部オンラインシラバス

<http://er.nisikyu-u.ac.jp/ABU0300>

・西九州大学・西九州大学短期大学部学生ポータルサイト

<https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/>

・outlook.office365

<https://outlook.office365.com/mail/inbox>

(6) スクールバス・電車の利用

大学ではスクールバスを運行しています。始業・終業時刻に合わせてご利用下さい。

① 神埼キャンパス⇒神埼駅（無料）

神埼駅北口より乗車して下さい。

＜バスの時刻表＞

<http://www.nisikyu-u.ac.jp/information/categorylist/faculty/101/c/17/>



② HyperDia

日本語と英語と中国語の3カ国語にて、電車の時刻や料金等を検索できる無料のサービスです。
<H P> <http://www.hyperdia.com/ja/>

HyperDia



＜かみさきえき 神埼駅のスクールバス乗り場＞

(7) 西九州大学附属図書館の利用

① 場所

かんさき 神埼キャンパス：5号館1階と地下1階
さが 佐賀キャンパス：3号館2階



＜かんさき 神埼キャンパス図書館＞

② 開館時間

■授業期間

平日：8時30分～21時00分
第2・第4土曜日：9時30分～16時30分

■授業期間以外

平日：8時50分～17時30分
第2・第4土曜日：9時30分～16時30分



＜さが 佐賀キャンパス図書館＞

③ 閉館・休館

- ・土曜・日曜・祝祭日。ただし、第2・第4土曜日は除く。
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・夏季（8月13日～8月22日）
- ・3月第4木、金、土曜日

④ 利用方法及び館内でのマナー

- ・入館・退館する時は、指定されたゲートを通過してください。また入館する時は必ず学生証を持参してください。

- 図書館はたくさんの方が利用します。館内では静かにし、携帯電話等の電源は切るか、マナーモードに設定してください。
- 館内では携帯電話等の充電は認められません。
- 館内での喫煙は禁止しています。
- 館内での食べ物・飲み物の持ち込みは禁止です(ペットボトルと水筒の飲み物だけ可)。
- 図書館の本や資料は多くの人が利用しますので、汚したり壊したりしないでください。
使い方がひどい場合は、弁償してもらうことがあります。
- 自分の貴重品や所持品は各自で責任もって管理をして下さい。

⑤ 館外貸出・返却

1~3年次生 : 1度の貸出しは最大5冊まで、返却は1週間以内です
 4年次生 : 1度の貸出しは最大7冊まで、返却は2週間以内です
 大学生 : 1度の貸出しは最大20冊まで、返却は2ヶ月以内です



返却期限は必ず守ってください。守れない場合、今後、利用できなくなります。返却はどちらのキャンパスでも可能で、閉館時はブックポストに戻して下さい。

(8) 学内スポーツ施設案内

学内にはさまざまなスポーツ施設があります。体育のクラスや学生のクラブが優先的に使っていますが、空いているときは事前に学生支援課で申し込めば使えます。

■使用可能な施設

- 体育館 •トレーニングセンター •グラウンド •テニスコート •その他教室 等
- ※使用可能な時間は8時50分から21時まで
 ※長期休暇期間は8時50分から17時50分まで



<神埼キャンパス体育館>



<トレーニングセンター>



<グラウンド>

(9) 学生クラブ・サークルに参加してみよう

留学生もクラブ・サークルに参加ができます。他にも多くの活動団体がありますので、詳しく知りたい方、興味がある方は学生支援課にお問い合わせください。

■代表的なクラブ・サークル (体育系)

※令和2年度時点



<サッカー>



<バレー>



<アルティメット>



<弓道>



<バスケットボール>



<陸上競技>



<軟式野球>



<剣道>



<なぎなた>



<水球>



<Aerobic & Dance>



<Interaction(HIPHOP ダンス)>

■代表的なクラブ・サークル（文化系）

※令和2年度時点



＜和太鼓集団「堂打」＞



＜ESRD（ボランティア）＞



＜西九州大学吹奏楽団＞



＜茶道＞



＜Kirakira（ボランティア）＞



＜神埼軽音楽（バンド）＞

（10）相談窓口

何か問題がある時は一人で悩まずに、指導教員や職員等、だれかに相談しましょう。

■国際交流センター事務局（窓口：学生支援課）

国際交流センター事務局では、いつでも留学生からの相談を受けています。誰に聞いていいかわからないとき、さまざまな情報がほしいとき、国際交流センターへ来てみてください。

■保健管理センター・学生相談室

保健管理センター・学生相談室では、みなさんの身体面、精神面、心理的な問題や悩みに応えるためにカウンセラーを配置し、相談・助言に応じています。学生支援課窓口で随时受け付けています。

■学校の授業やキャンパスライフ以外の相談

佐賀県国際交流協会の相談窓口が利用できます。（詳細は50P参照）。

4 【学外】 学生生活



(1) アパートを借りる

民間アパートを借りるときは不動産屋に行きます。民間アパートを探すときは、まず国際交流センター事務局に相談しましょう。



アパートに住む場合は、すぐ壁の隣に他人が住んでいること常に意識した生活を心がけてください。

■ 留学生住宅総合補償制度

一般に、日本で民間のアパートを借りる場合、入居のための保証人が必要です。留学生のみなさんが留学生住宅総合補償に加入することを条件に、西九州大学または西九州大学短期大学部の学長が保証人なってくれる制度があります。

<補償内容 & 保険金額・補償金額>

補償内容	補償対象者	保険金額・補償金額(支払限度額)
①留学生賠償責任	留学生	一事故 5,000万円限度
②傷害後遺障害		240万円限度
③保証人補償	保証人	30万円限度

<保険料>

補償期間	1年間	2年間	6か月(延長)
保険料等負担金 (注4)	4,000円	8,000円	2,000円

※制度の詳細は学生支援課にお問い合わせください。

(2) ごみの出し方&部屋の清掃

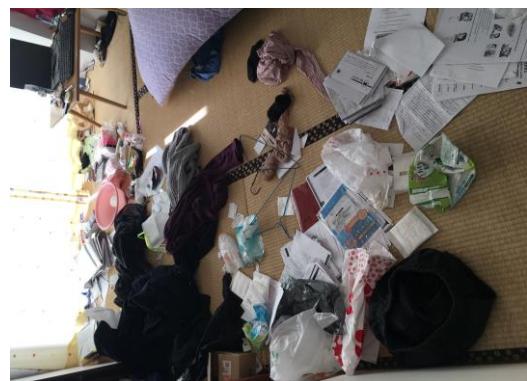
①ごみの出し方

ごみの出し方には規則があります。必ず決められた通りに出してください。ごみを置く場所、日時を守らないと、近所の人たちの迷惑になります。ごみは指定のごみ袋で出さなければなりません。指定のごみ袋はスーパーなどで貰うことができます。ごみのことでもめごとがおこらないように、近所の人や大家さんとも仲良くして、わからないことがあったら必ずききましょう。ごみの出し方は市や町によって違いますから注意してください。

②部屋の清掃

定期的な部屋の清掃を心がけましょう。あまり不衛生だと、ルームメイトや近所の人たちに迷惑をかけます。また、部屋の使用状況が問題ないかを確認する目的で、必要に応じて指導をすることもありますので、日ごろから部屋の整理や掃除を行ってください。

<以前の本学留学生のアパートの様子>



<以前あった本学留学生のトラブル>

- 曜日や分別方法等のルールを守らずにごみを出していたため、建物のオーナーからクレームがきた。
- 夜遅くまで部屋で騒いでいたため、隣の部屋の住人からクレームがきた。
- 下水管を定期的に掃除しなかったため、髪の毛やごみがつまり、下の階に漏水して、賠償金が発生した。
- 大量のニンニクを常温で部屋においていたため、臭いが部屋の外にも行き、下の階のお店からクレームがきた。

(3) アルバイトのルール

① アルバイトをするための流れ

海外から本学に直接入学する場合、授業開始後1ヶ月間は留学生のアルバイトを本学は認めていません。上述の期間を経た後に、アルバイトを始めたい学生は、下記の手順に沿って手続きを行ってください。また、日本語学校時代等、本学に入学する前から行っていたアルバイトを続けたい場合は、誓約書と契約書コピーを提出することで、継続することができます。

STEP【1】 指導教員の承認をもらう。

STEP【2】 入管で資格外活動許可を取得する ([9P参照](#))

STEP【3】 学生支援課の担当に相談をして、必要な書類をもらう。

※ 様式は[ハンドブックの最後](#)を参照してください。同じものは下記URLからもダウンロード可能です。

<https://www.nisikyu-u.ac.jp/international/information/detail/masterid/95/>



STEP【4】 アルバイトを探す。

STEP【5】 誓約書と契約書コピーを学生支援課に提出。

STEP【6】 同時に、アルバイト先に、労働局に必要な手続きをするように依頼。

詳細URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000690017.pdf>



② 注意事項及び罰則

⚠ 週28時間以内(長期休暇中は週40時間の範囲内であれば1日1日8時間以内)で活動することが可能。

⚠ 入管法に定められた範囲内で活動すること。

⚠ 日本にいることの最大の目的は勉学であり、大学での正課を優先させること。

⚠ 修学や日常生活に支障を起こすため、夜間10時～早朝のアルバイトは禁止。

⚠ 毎月、学生支援課にアルバイト状況を報告すること(様式はSTEP【3】参照)また、短期大学部留学生は、賃金台帳も一緒に提出すること。

上記流れと注意事項を必ず守ってください。また、悪質なアルバイト状況が発覚した場合は、今後の在留期間の更新等の在留カードの手続きの際に、デメリットになる可能性がありますので、きちんとルールに基づいた活動をしてください。



本学のルールに違反した場合、アルバイト活動許可を取り消します。



Q アルバイトの時間はどのように計算すればいいですか？

A 入管法により、どの曜日から計算しても、前後一週間の時間が規程の時間を超過しません。

<授業期間の活動例>

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1日 2時間 ← → 36時間 X	2日 8時間	3日 8時間
4日 5時間	5日 3時間	6日 4時間	7日 4時間	8日 4時間	9日 3時間	10日 4時間 ← → 27時間 O



留学生はどんなアルバイトをしてもいいですか？

A 入管法にて、「風俗営業」等の業種は、留学生の活動が禁止されています。

<風俗営業>

キャバレー、ホストクラブ、キャバクラ、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店、バーや
喫茶店（照度10ルクス以下）、（※ダーツバー ガールズバーも該当する場合も）
(引用元 : WORK JAPAN)

これに関連して、「客に声をかけて風俗店につれていく客引き」「風俗関係のビラやティッシュ
くばり」「風俗関係のお店での調理、清掃」等も禁止されているアルバイトに該当します。また、
22時以降のアルバイトについては、学業へのマイナスの影響が出てくるため、理由・
業種に関わらず、すべて禁止します。もし、判断が難しい場合は、学生支援課にご相談ください。

(4) 自転車・自動車・バイクを利用する

①自転車を利用する

(a) 放置自転車について

よく道端や駅前、歩道橋の下などにまだ乗れる自転車が長期間置かれたままになっ
ているのを見かけます。これらの放置自転車を拾って自分のものとして、乗ってはい
けません。警察に調べられたときに、放置自転車を使っていたことが分かると窃盗の
うたがつかれます。

■自転車には鍵を

自転車は非常に盗難にあいやすいです。自転車から離れる時は、たとえ短い時間であっても鍵をかけるのを忘れないようにしましょう。

■自転車防犯登録

自転車を新しく購入したり、他の人からゆずってもらう時は自転車屋さんで防犯登録をしてください。これは法律で義務付けられています。登録をする際に、登録料として660円必要です。また、防犯登録は二重登録ができませんので、他の人から自転車を買ったり、もらったりする場合には、以前の防犯登録が削除されているか必ず確認をして下さい（原則、防犯登録をした本人しか削除ができません）。

<留学生が間違えやすい代表的なルール>



【ケース1】

夜間はライトを点灯しましょう。違反した場合、5万円以下の罰金



【ケース2】

お酒を飲んだ後の運転は禁止です。違反した場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金等



【ケース3】

大人の二人乗りは禁止です。違反した場合、5万円以下の罰金



【ケース4】

「並進可」の標識(上記)があるところ以外、並んで走っていけません。違反した場合、2万円以下の罰金等



(引用元：政府広報オンライン)

②自動車・バイクを利用する

自動車やバイクを運転するときには免許証を携帯しなければなりません。自動車の免許証で50ccのバイクも運転できます。免許を持たないで運転した場合、日本では罪になるので無免許運転は絶対にしないでください。

■免許に関する問い合わせ

佐賀県運転免許センター（佐賀県佐賀市久保町大字川久保2121番地26）☎ 0952-98-2220

■国際免許証

発行日から1年間はそのまま車にのることができます。ただし、ジュネーブ条約加盟国のものに限るので、種類をチェックすることが必要です。

■自動車やバイクを買う時

車やバイクを買ったらさまざまな手続きが必要です。また、税金や保険、さらに自動車の場合は駐車場の確保も必要で、車検代、車庫代、ガソリン代などたくさんお金がかかり、維持するのが大変なことを忘れないでください。

■留学生が特に注意すること

- ⚠️ 自転車と同じように、夜間にライトをつけない、飲酒運転、信号無視、標識無視、ながら運転、等は全て罰則の対象となりますので、絶対しないで下さい。
- ⚠️ 十分な補償がある任意保険に必ず加入して下さい。
(後述する「インバウンド付帯学総」保険は、自動車の事故は補償外になります)
- ⚠️ 1台の自動車を複数名の学生で運転する場合は、必ず全員がカバーされる任意保険に加入して下さい。
- ⚠️ 大学に自動車で通学する場合は、事前に申請が必要です(年間 2000 円)。

(5) 銀行・郵便局での口座開設

母国からのお金の送金、電気やガス等の支払い、アルバイトの給料受取等、銀行・郵便局の口座があると便利でしょう。

■銀行・郵便局での口座開設

銀行や郵便局で口座を開くには次のものが必要です。口座を開くときキャッシュカードも作っておくと ATM が使えるので便利です。

- ① 在留カード
- ② 印鑑
- ③ 口座に入れるお金

- ④ 申込書(銀行、郵便局にあります)
- ⑤ マイナンバーカード
(または個人番号の記載された住民票)

(6) 母国や日本国内に小包などを送るとき

日本郵便のホームページにさまざまな情報が出ています。参考にしてください。

■郵便局の外国向けサービス

・国際エクスプレス(EMS) ・エコノミー航空(SAL) ・小形包装物(Small Packets)

■郵便局の国内向けの郵便サービス

・レターパック 510 ・レターパックライト 360 ・ゆうパック

■国内向け宅配サービス

・宅急便

(7) 飲酒・喫煙



日本では20歳未満のお酒とタバコは法律違反になりますので、絶対禁止。



また、日本の法律改正を受けて、2019年よりキャンパス内（駐車場の車内含む）の全てが禁煙になりました。しかし、残念ながら大学周辺でタバコを吸って、吸い殻をポイ捨てしている留学生がいると、近隣住民の方より苦情がきています。学外であっても、歩きたばこ等、他人に迷惑になる行為はせずに、必ず指定の場所で喫煙をするようにしましょう。

(8) 薬物乱用



日本では麻薬の密輸、所持、乱用は違法であり、厳しい処罰の対象です。

みんなの健康も、人生も台無しにしますので絶対にしないでください。

<処罰の対象となる主な薬物>



● 覚醒剤

かくせいざい



● 大麻(マリファナ)

たいま



● コカイン



● MDMA



● LSD

きけん



● 危険ドラッグ

きけん



● 向精神薬

こうせいしんやく



● 有機溶剤(シンナーなど)

ゆうきょうざい

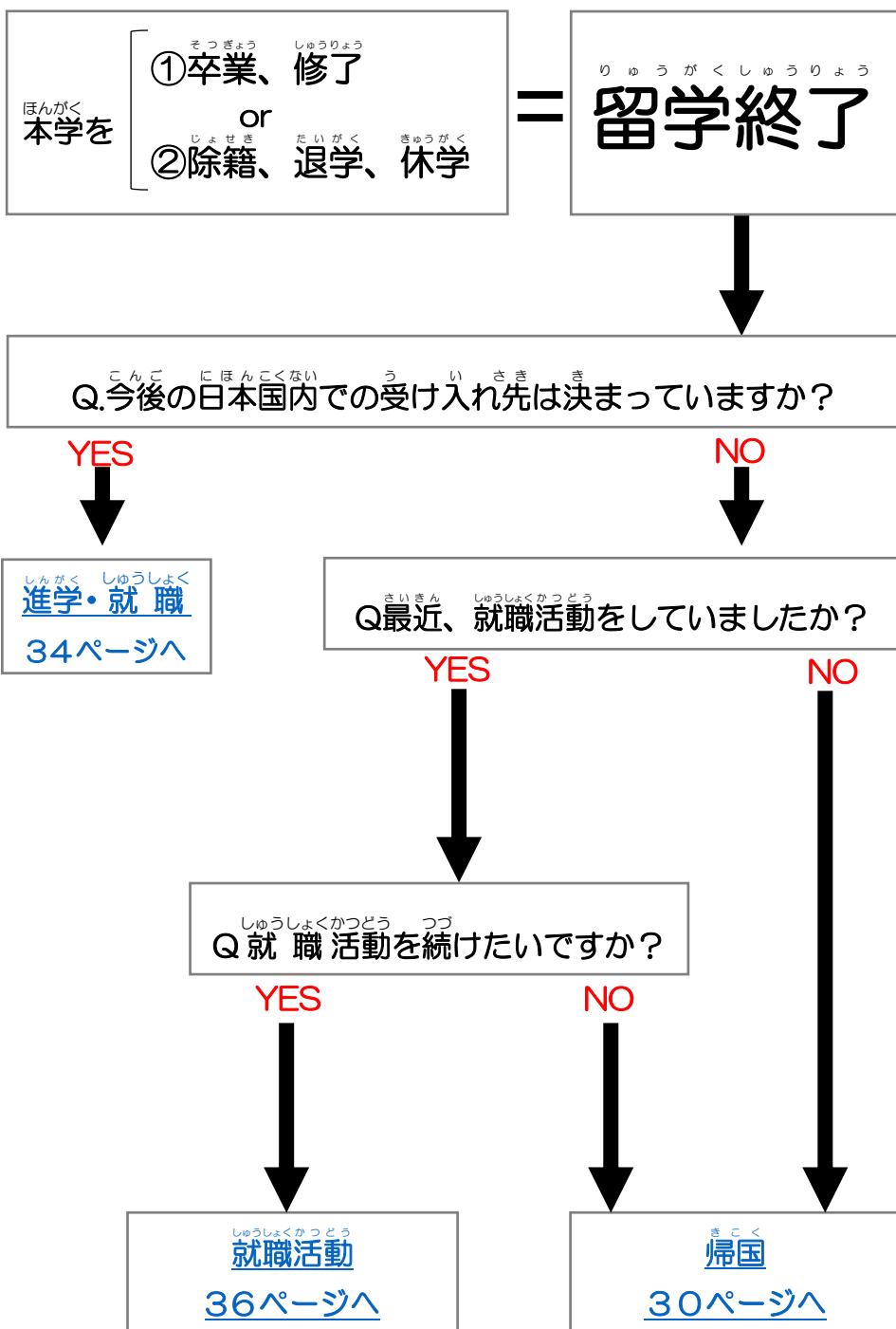
引用元：厚生労働省

5 留学終了後の手続き



(1) 留学が終わった後の手続きについて

本学での留学を終えた後は、その後の予定に応じて、行わなわないといけない手続きが変わってきます。



(2) 帰国する場合

その後の日本国内の進路が決まっていない場合は、速やかに帰国して下さい。

①帰国をしなければならない期日

■卒業、修了

卒業または修了した翌月に、早急に帰国をして下さい。

■除籍、退学、休学

除籍、退学または休学が決まった日から、早急に帰国をして下さい。

②帰国日の確定・報告

自分の国に帰る日を決めて、飛行機等のチケットを買って下さい。母国への帰国日を正式に決めたら、学生支援課の職員に知らせて下さい。遅くとも1ヶ月前までには報告をして下さい（除籍、退学、休学の場合は、決まった日から早急に手配をして下さい）。

③学内の手続き

■証明書の発行

卒業証明書と成績証明書（各200円/通）を希望する場合は、発行手続きを教務課で行って下さい。卒業証明書は卒業後、成績証明書は各学期の成績発表の日から最新の証明書の申込ができます。

※成績発表の日程は教務課で確認してください。

※英語の証明書は発行までに約2週間かかります。両方必要な方はそれぞれ申込をして下さい。その際に、日本語か英語で発行するのかを窓口でお伝え下さい。

※証明書が発行される前に帰国する学生は、まずは上記の流れで証明書の申込をして下さい。同時に、学生支援課の職員に、EMSの封筒、送付先を書いた送り状、そして必要な郵送料をお持ち下さい。証明書が発行され次第、お送りします。

■図書館から借りている書籍

学校の本を借りている場合、必ず帰国前に図書館に返却して下さい。

④学外の手続き

学外の手続きは部屋の退去一ヶ月前頃からできますが、できるだけ退去する2週間前には完了して下さい。また、各自手続き完了後に学生支援課職員に報告して下さい。

〈住まいタイプによる最低限の学外手続き〉

	新栄マンション	あすなろ寮	民間アパート
入管での手続き	必要	必要	必要
市役所等での手続き	必要	必要	必要
退去手続き	必要	必要	必要
公共サービス（電気、水道、ガス）の解約	不要	不要	必要
留学生住宅総合補償の解約	不要	不要	場合による
通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き	場合による	場合による	場合による
銀行口座の解約	必要	必要	必要

■入管での手続き

卒業または修了した場合、卒業式（修了式）の日から14日以内、除籍、退学または休学した場合は決定を受けた日から14日以内に所属（活動）機関に関する届出（離脱）の手続きを行ってください。（[8P参照](#)）

■市役所等での手続き

3つの手続きを行ってください。

【必要書類】

在留カード / 印鑑 / 国民健康保険証 / 国民年金手帳 / マイナンバーカード

・転出届の提出

住民登録担当窓口で「転出届」の手続きをして下さい。未提出だと、帰国後も国民健康保険料等を請求される場合があるので注意して下さい。

・マイナンバー制度 通知カード・個人カードの返納

住民登録担当窓口で通知カード・個人カードを返納して下さい。

・国民健康保険証の解約と保険料の精算

国民健康保険担当窓口で国民健康保険の脱退手続きを行って下さい（[39P参照](#)）

・**国民年金の脱退手続き**

国民年金担当窓口で脱退手続きを行って下さい。

■**退去手続き**

・**退去予定日の连絡**

大家または不動産屋に退去する予定の日を伝えてください。契约により、退去通知期限（一般的に1ヶ月前）がある場合がありますので、事前に確認してください。

・**部屋の掃除**

整理整顿をして、入居した当初の状態に戻しましょう。持つて帰る荷物が多い場合は、郵送する必要があります。特に、ごみの種類によって捨てることができる日、曜日が決まっていますので、お住いの地区的ルールをよく確認し、計画的に準備をしてください。

・**部屋のチェック（新築マンションと大学が紹介した民間アパートのみ）**

部屋を出る前に、学生支援課の職員が部屋の掃除や整理整頓ができているか、壊れているところがないかどうかのチェックを行います。

<チェックポイント>

台所/浴室/洗面台/ベランダ/個人部屋/クローゼット

/トイレ/床/冷蔵庫/電球

※台所、浴室、洗面台は排水管もチェックしますので、

パイプユニッシュ（右のイメージ参照）等を使う等

して掃除をしてください。

※切れた電球は交換をしてください。



(引用元：SCジョンソンソノ社)

■**公共サービス（電気、水道、ガス）の解約**

水道・電気・ガス等の公共料金は、退去日の1ヶ月前に使用停止の連絡をしましょう。

また、最終月の利用料金の支払い方法も事前に確認しましょう。

■留学生住宅総合補償の解約

民間アパートに住んでいる方で、留学生住宅総合補償(21P参照)に加入しており、1ヶ月以上契約期間が残っている場合は、返金が可能ですので学生支援課にご連絡ください。

■通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き

SIMカードやWi-Fi等の通信設備やサービスを利用している場合は、各社の規定に沿って、解約手続きを行ってください。利用期間が短い等の理由により、ペナルティの費用が発生することもありますので、注意が必要です。また、未払い分のお金がある場合の支払い方法も事前に確認しましょう。

■銀行口座の解約

不正取引に利用させるのを防止するために、日本政府は外国人が帰国する際は銀行口座を解約することを求めていましたので、帰国する際は必ず解約をしてください。

※各銀行の窓口に通帳・キャッシュカード・在留カードやパスポートなどの身分証明書・印鑑を持参して、口座の解約手続きを行って下さい。

※手続き終了後、解約が証明できる書類を学生支援課職員に提示してください。

※携帯電話や公共料金等のサービスを口座引き落として支払っている場合、帰国後に最終月の支払いがされます。そのため、口座引き落としのサービスを解約する際に、最終月の支払い方法を変更しておいてください。

(3) 進学・就職する場合

新しい受入れ先（会社や学校等）とも連絡をしながら、手続きを進めてください。

①学内の手続き

上記した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([\(3\)OP 参照](#))

②学外の手続き

〈住まいタイプによる最低限の学外手続き〉

	新規マンション	賃貸	民間アパート
入管での手続き	場合による	場合による	場合による
市役所等での手続き	場合による	場合による	場合による
退去手続き	場合による	場合による	場合による
公共サービス（電気、水道、ガス）の解約	不要	不要	場合による
留学生住宅総合補償の解約	不要	不要	場合による
通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き	場合による	場合による	場合による
銀行口座の解約	場合による	場合による	場合による

■入管での手続き

卒業または修了した場合、卒業式（修了式）の日から14日以内、除籍、退学または休学した場合は決定を受けた日から14日以内に、所属（活動）機関に関する届出（離脱と移籍）の手続きを行ってください ([\(7\)P 参照](#))。本学の短大から大学に、大学から大学院に進学する場合も必要です。

■市役所等での手続き

(a) 同じ住所のまま進学または就職する場合
 • 手続きは不要です。

(b) 進学または就職のために引っ越しはするが、同じ市町村の場合
 • 転居届を提出してください。

- (c) 進学または就職のために国内の他の市町村に引っ越す場合
- 引っ越す前の市役所等で転出届を提出し、転出証明書をもらってください。
 - 引っ越した後の市役所等で転入届を提出する時に必要です。
 - 国民健康保険証の返却と保険料の清算

■退去手続き

新規マンションとあすなろ寮は、本学での留学終了後は滞在ができませんのでご注意ください。アパートの退去手続きの詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([32P 参照](#))

■公共サービス(電気、水道、ガス)の解約

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([32P 参照](#))

■留学生住宅総合補償の解約

この補償を利用している方で、本学での留学を終了した場合は、この制度は利用できません(本学内で進学する場合で、希望すれば期間の延長が可能です)。そのため、同じアパートに住む場合でも、留学後は本学として皆さんのアパートの連帯保証はできなくなるので、ご注意ください。解約する場合の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P 参照](#))

■通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P 参照](#))

■銀行口座の解約

就職、進学先が他の県の場合や、今後利用する可能性が低い場合は、解約してください。口座を残す場合でも、今後の就職や進学を終えて完全に帰国する時は、必ず解約をするのを忘れないでください。解約の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P 参照](#))

(4) 就職活動をする場合

①学内の手続き

上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([30P 参照](#))

②学外の手続き

〈住まいタイプによる最低限の学外の手続き〉

	新規マンション	あすなろ寮	民間アパート
入管での手続き	必要	必要	必要
市役所等での手続き	場合による	場合による	場合による
退去手続き	必要	必要	場合による
公共サービス（電気、水道、ガス）の解約	不要	不要	場合による
留学生住宅総合補償の解約	不要	不要	必要
通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き	場合による	場合による	場合による
銀行口座の解約	場合による	場合による	場合による

■入管での手続き

在留資格を「留学」から「特定活動9」に変更しなければなりません。希望する場合は、遅くとも卒業予定2ヶ月前には学生支援課に相談をしてください。尚、この資格に変更するためには、これまで就職活動を行っており、それを証明できる資料(会社とのメールのやりとり等)を提出する必要がありますのでご注意ください。詳細は、「第2章(8)卒業後に就職活動を続ける場合」を参考にしてください([9P 参照](#))。

■市役所等での手続き

(a) 同じ住所のまま就職活動する場合

- 手続きは不要です。

(b) 就職活動のために引っ越しはするが、同じ市町村の場合

- 転居届を提出してください。

- (c) 就職活動のために国内の他の市町村に引っ越す場合
- 引っ越す前の市役所等で転出届を提出し、転出証明書をもらってください。
 - 引っ越した先の市役所等で転入届を提出する時に必要です。
 - 国民健康保険証の返却と保険料の清算

■退去手続き

新栄マンションとあすなろ寮は、本学での留学終了後は滞在ができませんのでご注意ください。アパートの退去手続きの詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([32P 参照](#))

■公共サービス(電気、水道、ガス)の解約

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([32P 参照](#))

■留学生住宅総合補償の解約

この補償を利用している方で、本学での留学を終了した場合は、この制度は利用できません。そのため、同じアパートに住む場合でも、留学後は本学として皆さんのアパートの連帯保証はできなくなるので、ご注意ください。解約する場合の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P 参照](#))

■通信設備(SIMカードやWi-Fi等)の解約手続き

必要な場合は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P 参照](#))

■銀行口座の解約

就職活動が他の県の場合や、今後利用する可能性が低い場合は、解約をしてください。口座を残す場合でも、今後の就職を終えて完全に帰国する時は、必ず解約をするのを忘れないでください。解約の詳細は、上述した「(2) 帰国する場合」の同じ項目を参考にしてください ([33P 参照](#))

6 健康管理



(1) 保険について

ほんがく まな りゅうがくせい かなら こくみんけんこうほけん りゅくしう こくほ がくせいきょういくけんきゅうさいがい
本学で学ぶ留学生には必ず①国民健康保険（略称「国保」）、②学生教育研究災害
じょうかいけんほけん りゅくしう がつけんさい がいこくじんりゅうがくせいむ がつけんさいふたいがくせいせいかつそうごうほけん
傷害保険（略称「学研災」）、③外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険
りゅくしう ふたいがくそう しゅるい ほけん かにゅう
(略称「インパウンド付帯学総」) の3種類の保険に加入してもらいます。

①国民健康保険（略称「国保」）

にほん ねんいじょうたいさい りゅうがくせい こくみんけんこうほけん かにゅう さぎめ
日本に1年以上滞在する留学生は、すべて国民健康保険に加入することが義務づけら
れています。在留資格が「留学」であれば、日本滞在期間が1年以内でも加入可能で
す。この保険に加入すると病院で治療を受けたときに病院で払うお金が30パーセン
トで済みます。

■加入の手続き

てつづ しゃくしお おこな こくみんけんこうほけんしょう きほん ぱ はつこう ぱあい
手続きは市役所で行います。国民健康保険証は基本、その場で発行されますが、場合
によては、後日、市役所に登録した住所に書留で郵送されます。

■保険料

こくみんけんこうほけんりょう し まち しゅうにゅう がく ちが
国民健康保険料は市や町によって、収入のあるなし、また収入の額によって違
います。国民健康保険加入手続きを済ましたら納付書が自宅に届きます。

ほけんぜい のうき ねん かい がつ よくとし がつ かけつぶん ほけんりょう ねんかん
・保険税の納期は年10回(6月から翌年3月まで)です(12カ月分の保険料を年間10
かい わ しはら 回に分けて支払います)。

ほけんりょう かいこく らいにち りゅうがくせい かぎ やく まんえん かい わ しはら
・保険料(※外国から来日する留学生に限る)は約2万円で、これを10回に分けて支払
います(つまり1回分は約2千円)。

せんご かいぶん がつ よくねん がつ のうふしょ りゅうがくせい じゅうしょ ゆうそう
・6/20前後に10回分(4月~翌年3月)の納付書が留学生の住所に郵送される。

つき しはら すうかげつ しはら
・月ごとに支払ってもよいし、数ヶ月をまとめて支払ってもよい。

きげん しはら かのう きげんちょう か ぱあい しやくしょなど のうふ
・期限まではコンビニでの支払いが可能ですが、期限超過した場合は市役所等での納付。

きこくまえ しやくしょなど かいやくてつづ さい みばら ぶん ようせいさん すうかげつ
・帰国前の市役所等での解約手続きの際に、未払い分は要精算。また、もしまとめて数ヶ月
ぶん しはら まえだお きこく ぱあい へんきん う 分をまとめて支払って、前倒しで帰国する場合は返金を受けることができます。

■医療費が高額な場合の払い戻し制度

いりょうひ こうがく ぱあい はら もど せいど
入院などで高額の医療費を支払う場合、申請すると、自己負担限度額(ほとんどの
りゅうがくせい ていしょとくそう せいいど しはら ぱあい しんせい じこふたんげんどがく
留学生は低所得層であるため35,400円)を越えた金額については国民健康保険
から払い戻しが受けられる制度があります。支払窓口にて、高額委任払申請を行い
市役所の国民健康保険課で手続きを行うと35,400円の支払いで済みます。高額
いりょうひ いちど しはら
な医療費を一度に支払うのは、かなりの負担になりますので、医療費を全額支払う前
いりょうひ かん しはらまどぐち こうがくいにんぱらいしんせい おこな すす
に医療機関の支払窓口にて高額委任払申請を行うことをお勧めします。

■国民健康保険が適用されない場合

保険が適用されない診療、個室または二人部屋の特別室（差額ベッド）代、材料費等 / 健康診断 / 予防注射 / 美容整形 / 歯列矯正 正常な出産及び経済的な理由による人工妊娠中絶

■変更・帰国の際の届出

氏名、世帯主、住所などが変わった場合は、変わった日から14日以内に、市役所の国民健康保険課に届けなければなりません。留学が終わって帰国する際は前もって国民健康保険課に届けて、保険料の精算や国民健康保険証の返納手続きをしなければなりません。手続きは帰国2週間前からできますので、早めに行ってください。



帰国までにしばらく滞在する場合も、保険の期限を退去日まで変更することがで
きるので、転出届の提出時に市役所等の窓口にご相談ください。

②学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害に対する保険です。

■加入の手続き

国際交流センター事務局（窓口：学生支援課）で行います。

■保険料

1年間650円です。

■補償の対象となる事故の範囲

- 正課中
- 学校行事中
- キャンパスにいる間
- 課外活動（クラブ活動）中 等

※詳細は学研災のパンフレットをご参照下さい。

③外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（略称「インバウンド付帯学総」）

学研災に加入している留学生を対象に、学校外でのケガ・病気を24時間補償します。

※詳細はインバウンド付帯学総のパンフレットをご参照下さい。

■加入の手続き

国際交流センター事務局（窓口：学生支援課）で行います。

■保険料

「充実タイプ」で留学期間分の保険料を支払って下さい。

■補償の対象となる事故の範囲

- ・自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき
- ・万が一のときや後遺症が残ったとき
- ・学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき
- ・学生が入院し、保護者が駆けつけたとき 等



自動車と原動機付き自転車を含むバイクでの事故は補償対象外になりますので、ご注意ください。

(2) 病気やけがをしたとき・健康診断

病気やケガ、その他の健康のことについては、大学の保険管理センター（窓口：学生支援課）に行って相談しましょう。簡単な診療を受けたり、アドバイスを受けたり、病院を紹介してもらうことができます。また、渡日後や入学後に行われる健康診断は必ず受診してください。

■大学・短大の保険管理センターの相談日時

学生支援課窓口で随時受け付けています。

■佐賀県の医療機関情報

佐賀県救急医療情報システム（99さがネット）で確認してください。
(日本語) (英語)



<http://www.qq.pref.saga.jp/>



http://www.qq.pref.saga.jp/pb_dt_language

■日曜休日に病院にいきたいとき

一般的に日本の病院は日曜休日は開いていませんが、当番制で特定の医療機関が利用できます。詳しくは、佐賀県医師会のHPを参照してください。

<https://www.saga.med.or.jp/residents/touban.html>



- (1) 佐賀市 (2) 鳥栖市・三養基郡 (3) 神埼市・神埼郡
(4) 多久市・小城市 (5) 唐津市・東松浦郡
(6) 武雄市・杵島郡 (7) 鹿島市・嬉野市・藤津郡
(8) 伊万里市・西松浦郡

こちらから、住んでいる地域を選んでください。

7 災害・緊急時の対応



(1) 災害時の対応について

日本は自然災害の多い国なので、いざという時に対応できるように準備をしておきましょう。(引用元: 佐賀県国際交流協会発行の在住外国人のための生活ガイド)



たいふう
台風

すいがい
水害

台風が来る前にすること

- 庭・ベランダに出てあるものは固定するか家の中に入れる。
- 停電することがあるので、懐中電灯やラジオなどを準備する。



- 窓をテープで補強したり、雨戸やシャッター・カーテンを閉める。



- 避難道具、食料を備える。



- テレビやラジオで気象情報に注意する。



台風が来た!

- 外に出ない。



- 海や川、畑の水路、崖崩れが起こりそうな所には近づかない。



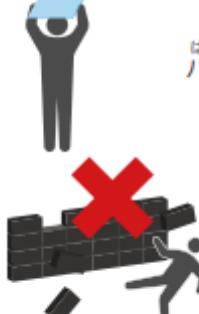
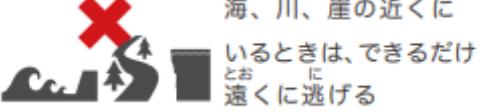
- 気象情報に注意し、避難勧告が出たらすぐに逃げる。



- 避難するときは歩く。浸水したところは棒などを持ち、穴や溝がないか注意する。



じ 震 じ

たてもの 建物の中にいるとき	たてもの そと 建物の外にいるとき
<p>つくえ した ゆ 机の下などで、揺れなくなるのをまつ</p> 	<p>ぱっぐ あたま まも バッグなどで頭を守る</p> 
<p>いえ 【家】</p> <p>ひ け 火を消す</p>  <p>まど 窓・ドアを開ける （出口の確保）</p> 	<p>へい せま ろじ 堀、狭い路地には ちか 近づかない</p>  <p>うみ かわ がけ ちか 海、川、崖の近くに とお いるときは、できるだけ 遠くに逃げる</p> 
<p>で ばーと えいが かん 【デパートや映画館など】</p> <p>ひなんぐち かくにん 避難口を確認しておく おちついで行動をする。</p>  <p>あたま まも 頭を守る</p>  <p>えれ べー たー エレベーターを つか 使わない</p>  <p>かかりいん しじ したが 係員の指示に 従う</p>  <p>【エレベーターの中】</p> <p>ひじょうボタン すべて かい ほたん ・非常ボタンと全ての階のボタンを かい おし、とまったく階で、おりる</p>	<p>くるま 【車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひだりがわ と ゆっくり左側に止める くるま はな きー つ ・車から離れるときはキーを付けたまま、 しゃけんしよう きちょうひん も 車検証や貴重品を持って逃げる  <p>ばす でんしゃ 【バス・電車】</p> <p>かかりいん しじ したが ・係員の指示に従う</p> 
<p>ただ じょうほう 正しい情報</p> <p>ただ じょうほう 正しい情報をもとにおちついで行動する</p> 	

つなみき 津波が来たら・・・

①大きな地震の
あとは、津波が
くることがあります。

②絶対に海や川
には近づかない
でください。

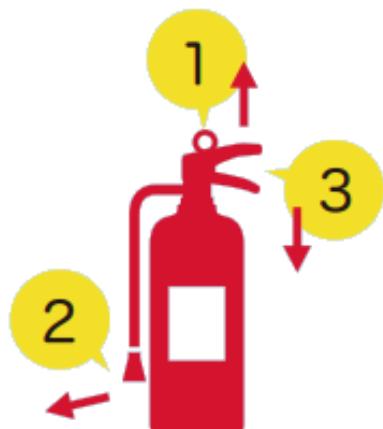
③できるだけ海か
ら遠くて、高いと
ころに早く逃げて
ください。
津波は何度も来る
ことがあります。

かじ 火事になったら・・・

①早く知らせる
近所の人に知らせる
119に電話する

②早く火を消す
火が小さいうちに
消火器や水で消火する

③早く逃げる
天井に火が燃え移ったら
すぐ逃げる
煙を吸わないように
ぬれたバジカチなどで
口をしっかりと押さえ
低い姿勢で逃げる



消火器の使い方

- ① 安全ピンを抜く
- ② ノズルを火元に向ける
- ③ レバーを強く握る



ひなんじょうほう しゅるい 避難情報の種類

ひなんじゅんбиじょうほう 避難準備情報	あめ たいふう 雨や台風などで、これから災害が発生する恐れがあるので、 てんきよほう ちゅうい じしゅてき ひなん 天気予報などに注意して、自主的に避難してください。
ひなんかんごく 避難勧告	さいがい はっせい かのうせい 災害が発生する可能性があるので、避難を始めてください。
ひなんしじ 避難指示	さいがい きけん せま 災害による危険がすぐ迫っているので、 ひなん いますぐ避難してください。



さいがい よう でん ごん ばん 災害用伝言板 (web171)



さいがい はっせい
災害が発生すると
でんわ
電話がつながりにくくなります。
でんごんばん りょう
そのときはこの伝言板を利用しましょう。

- でんごん
※伝言は
もじ けん
100 文字 x20 件
- かいがい
※海外からも
りょう
利用できます。
- でんごん
※伝言の保存期間は、
さいだい かげつ
最大 6 ヶ月です。

さいがいじ らじお おきよく 災害時のラジオ局

らじお ただ じょうほう あつ
～ラジオで正しい情報を集めましょう～

AM ラジオ		FM ラジオ	
らじお さが NBC ラジオ佐賀	いまり 伊万里 1116	さが FM 佐賀	さが 佐賀 77.9
	さが からつ ありた 佐賀・唐津・有田 1458		とす 鳥栖 79.7
さが NHK 佐賀	いまり 伊万里 531	さが NHK FM 佐賀	ありた 有田 79.9
	さが 佐賀 963		さが 佐賀 81.6
	からつ 唐津 1584	ひぜんありた 肥前有田	ひぜんありた 肥前有田 88.9
		FM からつ えびす FM	からつ 唐津 86.8
			さが 佐賀 89.6

■避難所とは

- ・災害により、家が壊れたり、家にかえることができないとき、一時的に生活ができる場所です。
- ・無料で、誰でも入れます。
- ・避難所では、水やたべもの、毛布等がくばられます。

ひなんばしょ しゅるい 避難場所の種類	せつめい 説明	ひなんばしょ わたしの避難場所
しんすいじきんきゅうひなんせつ 浸水時緊急避難施設	 <p>つなみ こうずい 津波や洪水のとき、 きんきゅういちじてき ひなん 緊急一時的に避難する ばしょ 場所です。</p>	せつめい 施設名 じゅうしょ 住所
していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所	 <p>さいがい きけん きんきゅうてき 災害の危険から緊急的に ひなん み あんぜん まも 避難し、身の安全を守る ばしょ ための場所です。</p>	せつめい 施設名 じゅうしょ 住所
していひなんじょ 指定避難所	 <p>さいがい はっせい ばあい 災害が発生した場合や、 はっせい 発生するおそれがある ばあい ひさいしゃ いっていきかん 場合に被災者が一定期間 たいざい ばしょ 滞在する場所です。 していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所と同じ ばあい 場合もあります。</p>	せつめい 施設名 じゅうしょ 住所

■避難所では

- ・よく小学校や中学校、公民館等が、災害時に避難所になります。
- ・災害についての情報をることができます。
- ・たくさんの人と一緒にいます。いろいろな決まりがあります。
みんなで協力して生活しましょう。

■避難所で気をつけること

- ・避難所の中では靴をぬぐ
- ・食べ物をくばる時間や量
- ・トイレの使い方、ゴミの捨て方
- ・大きな声を出さない

じぶん　す　　ちいき　ひなんじょ　かくにん
自分の住んでいる地域の避難所を確認しましょう。
くわ　　す　　し　まち　たんとうまどぐち
詳しくは住んでいる市、町の担当窓口でたしかめましょう。

さがし　しょうぼうぼうさいか 佐賀市 消防防災課 ☎ 0952-40-7013	おぎし　ぼうさいたいさくか 小城市 防災対策課 ☎ 0952-37-6119	げんかいちょうそうmuか 玄海町 総務課 ☎ 0955-52-2111
からつし　ききかんりぼうさいか 唐津市 危機管理防災課 ☎ 0955-72-9260	うれしのし　そうむか 嬉野市 総務課 ☎ 0954-66-9111	ありたちょう　そうむか 有田町 総務課 ☎ 0955-46-2111
とすし　そうむか 鳥栖市 総務課 ☎ 0942-85-3506	かんざきしほうさいききかんりか 神埼市 防災危機管理課 ☎ 0952-37-0104	おおまちちょう　そうむか 大町町 総務課 ☎ 0952-82-3111
たくし　ぼうさいあんぜんか 多久市 防災安全課 ☎ 0952-75-2181	よしのがりちょう　そうむか 吉野ヶ里町 総務課 ☎ 0952-37-0330	こうほくまち　そうむか 江北町 総務課 ☎ 0952-86-2111
いまりし　ぼうさいききかんりか 伊万里市 防災危機管理課 ☎ 0955-23-2130	きやまちょう　そうむきかくか 基山町 総務企画課 ☎ 0942-92-7915	しろいしちょう　そうむか 白石町 総務課 ☎ 0952-84-7111
たけおし　ぼうさいききかんりか 武雄市 防災危機管理課 ☎ 0954-23-9223	かみみねちょう　そうむか 上峰町 総務課 ☎ 0952-52-2181	たらちょう　そうむか 太良町 総務課 ☎ 0954-67-0129
かしまし　そうむか 鹿島市 総務課 ☎ 0954-63-2112	ちょう　そうむか みやき町 総務課 ☎ 0942-89-1651	

きんきゅうじ もだりすと
緊急時の持ち出しリスト
 したりすとさんこうめやす かぶんじゅんび
 下のリストを参考に目安として3日分準備しましょう。

じぜん じゅんび たいせつ
事前の準備が大切です！

<p>みず 水・たべもの</p>  <ul style="list-style-type: none"> かんぱん かんづめ ひつか 乾パン、缶詰、火を使わないで た しょくひん 食べられる食品 ちょこ びすけっと チョコ、ビスケットなど かろりー たか カロリーの高いもの いんりょうすいひとりにちりっとる 飲料水は1人1日3リットル 	<p>きゅうきゅうようひん 救急用品</p>  <ul style="list-style-type: none"> きゅうきゅうせっと 救急セット ひごろのくすり 日頃飲んでいる薬など 	<p>らじお かいちゅうでんとう ラジオ・懐中電灯</p>  <ul style="list-style-type: none"> じゅしん じゅお AM・FMが受信できるラジオ かいちゅうでんとう ひとり 懐中電灯（できれば1人1こ） でんち 電池
<p>いるい せいかつようひん 衣類・生活用品</p>  <ul style="list-style-type: none"> したぎ うわぎ くつしたたおるくつ 下着、上着、靴下、タオル、靴、 ひっこうぐあまぐといれっとペーパー 筆記用具、雨具、トイレットペーパー、 ぐんてせんめんようぐつかす かいる 軍手、洗面用具、使い捨てカゴ、 まっちらいたーろうそくへるめっとぼうし マッチ、ライター、ローザ、ヘルメット、帽子 など 	<p>げんきん いんかん つうちょう 現金・印鑑・通帳</p>  <ul style="list-style-type: none"> げんきん こぜに いんかん つうちょう 現金（小銭も）、印鑑、通帳、 きやっしゅかーど キヤッショウカード 	<p>ばすぼーと ざいりゅうかーど パスポート・在留カード</p>  <ul style="list-style-type: none"> ばすぼーと ざいりゅうかーど パスポート、在留カードなど
<p>けいたいでんわ 携帯電話</p>  <ul style="list-style-type: none"> けいたいでんわ じゅうでんさ 携帯電話と充電器 	<p>た その他</p>  <ul style="list-style-type: none"> あか よう こなみるくほにゅうびんおむつほしてちょう 赤ちゃん用の粉ミルク、哺乳瓶、オムツ、母子手帳など としよ よう おむつ かいごようひんくすり お年寄り用のオムツ、介護用品、薬など せいりょうひん 生理用品 ぼりぶくろ びにーるしーとあるみほいるしんぶんしがむてーぶ ポリ袋、ビニールシート、アルミホイル、新聞紙、ガムテープなど 	

(2) 非常のとき

日本の非常のときの電話番号を覚えておいて、万が一、下記のような非常事態に遭遇したらすぐに電話連絡をとりましょう。局番なしの3ケタの番号です。また同時に国際交流センターにもできるだけ早く連絡をしましょう。



事故の大小に関わらず、必ず警察に電話をして下さい。怪我人がいれば救急車も呼びます。

■火事のとき

119 「火事です！場所は～～です」

■大怪我・急病

119 「救急です！場所は～～です」

■盗難・犯罪

110 「泥棒！盗賊です！場所は～～です」

■交通事故

110 警察 「交通事故です！場所は～～です」

119 救急車 「交通事故です！場所は～～です」

Q

IP電話で110番はできますか？

A 050等のIP電話では110番と119番にはつながりませんが、「緊急通報ナビ」という無料のアプリをインストール（[App Store](#) / [Google Play](#)）することで全国各県の警察署に連絡することができます。

<STEP1>

<STEP2>

<STEP3>

8 佐賀県の便利なサポートについて



(1) 佐賀トラベルサポート多言語コールセンター

★佐賀県観光連盟が提供する外国人観光客向けのサービスで、無料で利用可能！
★24時間 365 日、観光案内や通訳サービスを英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語・ネパール語・タガログ語で対応！
※電話からは通話料がかかります。Skype からは通信料(パケット料)がかかる場合があります。

<https://saga-travelsupport.com/callcenter.html>



SAGA TRAVEL CALL CENTER
24 Hours 365 Days, 17 Languages OK!

English 한국어 中文[简·繁] ภาษาไทย
Cung cấp dịch vụ tiếng Việt Bahasa Indonesia Français Deutsch Italiano Español
Português Русский язык నెపాలీ భాషা Tagalog Bahasa Melayu ພົມວິນາ ລາວ
Excuse me. Question Travel guide May I help you?
0952-20-1601 For international call or international roaming, +81-952-20-1601
S sagacall_f1

FREE DOWNLOAD
DOGAN SHI·TA·TO
MAY I HELP YOU?
SAGA TRAVEL SUPPORT TRAVEL APP
英語 韩国語 中國語
タイ語 ベトナム語 インドネシア語
フランス語 ドイツ語 イタリア語
スペイン語 ポルトガル語 ロシア語
ネパール語 タガログ語 マレー語
ミャンマー語 クメール語

(2) 行政・病院手続きサポート多言語コールセンター

佐賀県の全ての町役場、市役所と特定の病院で、通訳してくれる無料のサービスです。外国人から直接このサービスに電話することはできませんので、言葉がわからなくて困ったとき、スタッフの人に「佐賀県国際交流協会(SPIRA)」の多言語コールセンターに電話をお願いしてください。

★利用できる言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、マレー語、ネパール語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、フランス語、スペイン語、ロシア語、イタリア語、ドイツ語、タイ語等の19言語(2020年5月現在)。
★当サービスが利用できる最新の病院一覧はSPIRAのホームページで確認できます。

<https://www.spira.or.jp/medicalinterpreter/callcenter/>



(3) さが多文化共生センター

SPIRA さが多文化共生センターは外国人も日本人も、もっとみんなが暮らしやすい佐賀県を目指すためのセンターです。分からないこと、困ったこと（生活習慣、教育、医療、保健福祉、労働、日本語、子育て）が、無料で相談できます。専門の相談員が、電話やメール、Facebook、LINE、Wechat を使って20の言語で対応します（2020年9月現在）。

【相談可能日時】月曜日～金曜日 9:00-12:00・13:00-16:00

※土、日、祝日、年末年始（12/29-1/3）は閉館

【場所】佐賀県国際交流プラザ

（佐賀市白山2-1-12佐賀商工ビル1階）

【相談方法】① 電話：0952-22-7830

② メール：info@spira.or.jp

③ Facebook：<https://www.facebook.com/spira.saga/>

④ LINE：<https://lin.ee/bGc4sGc>



上記サービスについての質問は、佐賀県国際交流協会（SPIRA）にお問い合わせください。



公益財団法人
佐賀県国際交流協会
Saga Prefecture International Relations Association

TEL : 0952-25-7921

FAX : 0952-26-2055

E-MAIL : info@spira.or.jp

 Q

困った時は、何でも佐賀県に相談していいですか？

A 相談できる内容と、できない内容があります。

りょう
＜利用ルール＞

① 学校の授業や学校生活についての相談には利用しないでください。
② 事故、犯罪の際は、警察に直接電話（110番）をしてください。
③ ケガ、病気、火事の際は、救急車と消防車に直接電話（119番）してください。

9 学年歴



①大学

月	日	曜日	行事
令和3年 4/6		火	入学式 にゅうがくしき
4/2、4/5、4/7		金月火	新入生オリエーション しんにゅうせい
4/8		木	前期授業開始 ぜんきゅぎょうかいし
5/15		土	補講日 ほこうひ
6/12		土	補講日 ほこうひ
7/17		土	補講日 ほこうひ
7/30~8/6		金~金	前期定期試験・授業予備日 ぜんきゅうじきせんじょぎょうよびび
8/7、8/10、8/11		土火水	集中講義・補講日 しゅうちゅうこうぎ ほこうひ
8/13~8/15		金~日	夏季休業 かいきゅうぎょう
8/27		金	前期成績発表 ぜんきゅうせいはっべい
9/16、9/17、9/21、9/22		木金火水	追・再試験(1~4年次) ついさいしけん ねんじ
9/21、9/22		火水	後期ガイダンス 9/21(火)【午前】1~2 ねんせい 年生、9/22(水)【午前】3~4年生 か こせん こせん
9/24		金	後期授業開始 こうきゅうじきせんじ
10/22~10/24		金~日	大学祭 だいがくさい ※10/22(金)は全学休講 せんがくきゅうこう
11/6		土	補講日 ほこうひ
12/4		土	補講日 ほこうひ
12/23、12/24、12/27		木金月	集中講義・補講日 しゅうちゅうこうぎ ほこうひ
12/28~1/4		火~火	冬季休業 とうきゅうぎょう
令和4年 1/5		水	後期授業再開 こうきゅうじきせんじ
1/26~2/1		水~火	後期定期試験・授業予備日 こうきゅうじきせんじ じゅぎょうよびび
2/8		火	成績発表(4年次) せいせきはっべい ねんじ
2/9~2/10		水木	追・再試験(4年次) ついさいしけん ねんじ
2/18		金	後期成績発表(1~3年次) こうきゅうせいはっべい ねんじ
2/24		木	教授会(卒業判定) きょうじゅかい そつぎょうはんてい
2/28~3/2		月~水	追・再試験(1~3年次) ついさいしけん ねんじ
3/18		金	卒業証書・学位記授与式(佐賀市文化会館) そつぎょうしょうしょ がくいきじゅよしき さがしほんかかいかん
3/24~3/25		木・金	令和4年度在学生前期ガイダンス ねんどざいがくせいぜんき もく しん ねんじ 《3/24(木)…新2年次、3/25(金)…新3~4年次》
備考: 7/18(日)、8/6(金)、1/22(土)、1/29(土)に悪天候等による休校のための予備日あり			

たんきだいがくぶ
②短期大学部

月	日	曜日	行事
令和3年 4月6日	火	入学式(佐賀市文化会館)	
4月7日	水	新入生オリエンテーション	
4月8日	木	前期授業開始	
6月12日	土	補講日	
7月17日	土	補講日	
7月30日～8月6日	金～金	前期授業予備日	
8月27日	金	前期成績発表	
9月16日～9月22日	木～水	追・再試験	
9月21日	火	後期ガイダンス	
9月24日	金	後期授業開始	
10月22日～10月23日	金～土	大学祭 ※10/22(金)は全学休講	
11月6日	土	補講日	
12月4日	土	補講日	
12月22日～12月27日	水～月	集中講義・補講日	
令和3年 1月5日	水	後期授業再開	
1月26日～1月29日	水～土	後期授業予備日	
2月9日	水	成績発表	
2月10日	木	追・再試験(2年次)	
3月1日	火	追・再試験	
3月2日	水	追・再試験	
3月18日	金	卒業証書・学位記授与式 (佐賀市文化会館)	
備考:			

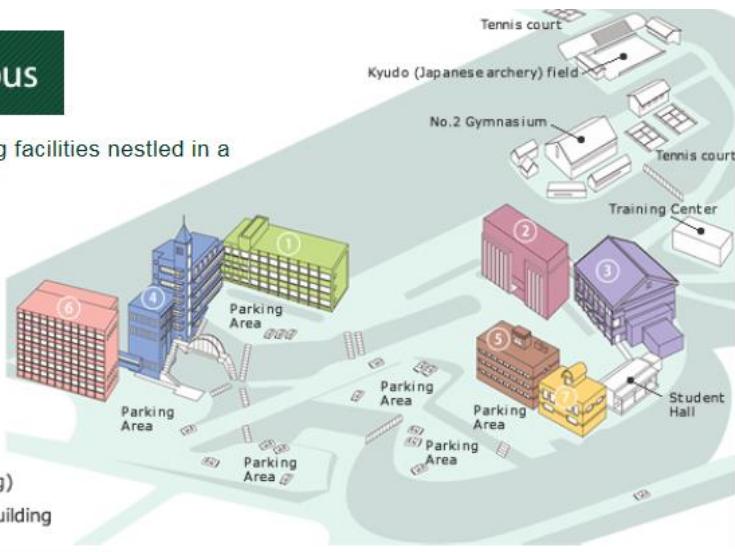
10 キャンパスマップ



Kanzaki Campus

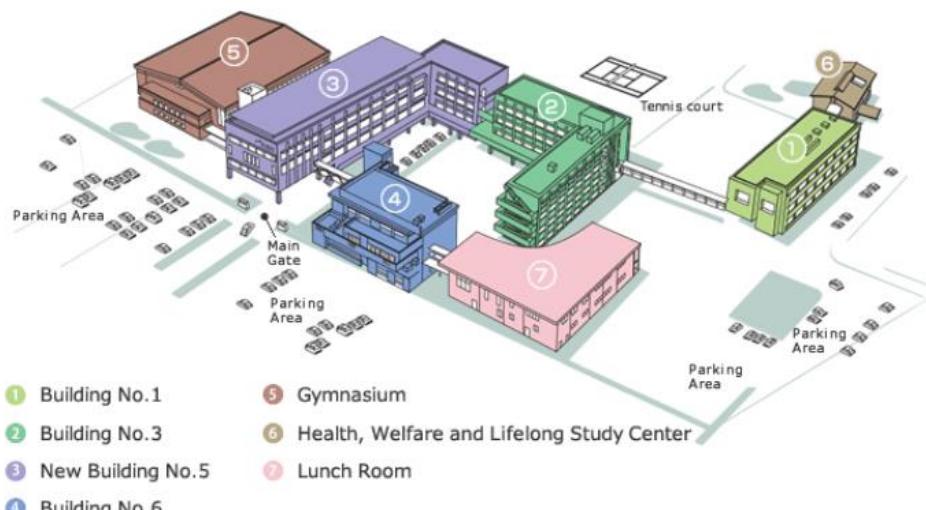
Campus with outstanding facilities nestled in a rich natural environment

- ① Building No.1
- ② Building No.3
- ③ Building No.4
- ④ Building No.5
- ⑤ Building No.6
- ⑥ Building No.7
(Rehabilitation Building)
- ⑦ Caregiving Education Building



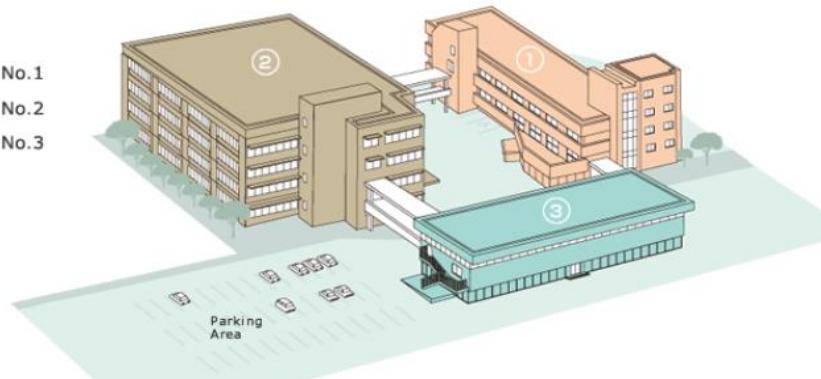
Saga Campus

Ample facilities and space for relaxation
Great environment for learning



Ogi Campus

- ① Building No.1
- ② Building No.2
- ③ Building No.3



11 国民の祝日（令和3年4月～令和4年3月）



名称	日付	備考
昭和の日	4/29	
憲法記念日	5/3	
みどりの日	5/4	
こどもの日	5/5	
海の日	7/22	
スポーツの日	7/23	
山の日	8/8	
敬老の日	9/20	
秋分の日	9/23	
文化の日	11/3	
勤労感謝の日	11/23	
元日	1/1	
成人の日	1/10	
建国記念の日	2/11	
天皇誕生日	2/23	
春分の日	3/21	

学長	副学長	副学長	事務局長	総務課		学生支援課			指導教員
				課長	担当	部長	課長	受付	

令和 年 月 日

西九州大学 学長 殿

学科 年次 学籍番号

--	--	--	--	--	--

学生氏名 :

(印)

携帯TEL () - - -

保証人氏名 (印) (続柄)

保証人住所 〒 - - -

TEL () - - -

学費納入延期・分納願

下記の事由により、学費納入について（延期・分納）をしたいので許可をお願いします。

記

1. 事由（具体的に）

2. 納入すべき金額 円 (前期分・後期分)

3. 既納入金額 円 既納入日 月 日

※4. 差引き納入金額 円
(2-3)

総務課確認印

5. 差引き納入金額、納入期日

回数	納入金額	納 入 日(平日)	回数	納入金額	納 入 日(平日)
①	円	月 日 ()	③	円	月 日 ()
②	円	月 日 ()	①②③ 合計	円	← ※4 一部入金後、 差引き納入金額

【注意事項】

- この願い出は、前期及び後期の納入期間内(願出期間と同じ)に当該学期の学費の一部が納入されている場合に限る。
- 保証人は、保護者もしくは主たる学費負担者とする。
- 願出期間：前期分 4月10日～5月10日まで
後期分 10月1日～10月31日まで
- 延期・分納期間：前期分 4月10日～8月31日まで
後期分 10月1日～翌年1月31日まで
(但し、上記5の納入日については、土・日・祝祭日、8月13日～15日、
及び12月28日～翌年1月4日は除く)

学長	副学長	事務局次長	総務課		学生支援課			指導教員
			課長補佐	担当	副部長	課長補佐	受付	

令和 年 月 日

- 西九州大学 学長 殿
 西九州大学短期大学部 学長 殿

学科 年次 学籍番号

--	--	--	--	--	--	--

学生氏名 : _____ (印) _____

携帯電話 () - - -

保証人氏名 _____ (印) (続柄 _____)

保証人住所 〒 _____

TEL () - - -

学費納入延期・分納願

下記の事由により、学費納入について（ 延期 · 分納）をしたいので許可をお願いします。

記

1. 事由（具体的に）

2. 納入すべき金額 円 (前期分 · 後期分)

3. 既納入金額 円 既納入日 月 日

※4. 差引き納入金額 円 総務課確認印
 (2-3)

5. 差引き納入金額、納入期日

回数	納入金額	納 入 日(平日)	回数	納入金額	納 入 日(平日)
①	円	月 日 ()	③	円	月 日 ()
②	円	月 日 ()	①②③ 合計	円	← ※4 一部入金後、差引き納入金額

【注意事項】

- この願い出は、前期及び後期の納入期間内（願出期間と同じ）に当該学期の学費の一部が納入されている場合に限る。
- 保証人は、保護者もしくは主たる学費負担者とする。
- 願出期間： 前期分 4月10日～5月10日まで
 後期分 10月1日～10月31日まで
- 延期・分納期間： 前期分 4月10日～8月31日まで
 後期分 10月1日～翌年1月31日まで
 （但し、上記5の納入日については、土・日・祝祭日、8月13日～15日、
 及び12月28日～翌年1月4日は除く）

(大学様式)

年 月 日

アルバイト誓約書

西九州大学・西九州大学短期大学部

国際交流センター長 様

学科/専攻 _____

学籍番号 _____

氏名 _____ 印

指導教員 _____ 印

下記のとおりアルバイトに従事したいと思いますので、許可くださいますようお願いいたします。なお、従事するにあたっては、学校側で定めた注意事項を厳守することを誓約します。

もしこれに反する行為に及んだ場合には、いかなる処分に課せられても異存ありません。

1 アルバイト従事の理由

2 事業所について (事業所記入)

事業所名	
住所	
電話番号	
代表者名	
雇用期間	
労働時間 (予定)	時間/週
仕事内容	

注) アルバイト先の雇用契約書を添付すること。

【注意 (遵守)】

- ① 入管法に定められた資格外許可を受けること。
- ② 入管法に定められた週28時間以内(長期休暇中は週40時間の範囲内であれば1日8時間以内)で活動すること。
- ③ 入管法に定められた範囲内で活動すること。
- ④ 日本にいることの最大の目的は勉学であり、大学での正課を優先させること。
- ⑤ 早朝や深夜帯でのアルバイトは避け、修学や日常生活に支障のない範囲でアルバイトを行うこと。
- ⑥ 所定の方法により、毎月学生支援課にアルバイトの状況を報告すること。

(短大様式)

ねん 年 がつ 月 にち 日

アルバイト誓約書

西九州大学・西九州大学短期大学部

国際交流センター長 様

学科 _____
学籍番号 _____
氏名 _____ 印 _____
指導教員 _____ 印 _____

下記のとおりアルバイトに従事したいと思いますので、許可くださいますようお願いいたします。なお、従事するにあたっては、学校側で定めた注意事項を厳守することを誓約します。

もしこれに反する行為に及んだ場合には、いかなる処分に課せられても異存ありません。

1 アルバイト従事の理由

2 事業所について (事業所記入)

事業所名	
住所	
電話番号	
代表者名	
雇用期間	
労働時間 (予定)	時間/週
仕事内容	

注) アルバイト先の雇用契約書を添付すること。

【注意(遵守)事項】

- ① 入管法に定められた資格外許可を受けること。
- ② 入管法に定められた週 28 時間以内(長期休暇中は週 40 時間の範囲内であれば 1 日 8 時間以内)で活動すること。
- ③ 入管法に定められた範囲内で活動すること。
- ④ 日本にいることの最大の目的は勉学であり、大学での正課を優先させること。
- ⑤ 早朝や深夜帯でのアルバイトは避け、修学や日常生活に支障のない範囲でアルバイトを行うこと。
- ⑥ 所定の方法により、毎月学生支援課にアルバイトの状況を報告すること。その際、賃金台帳を併せて提出すること。

(短大様式)

事務連絡

各事業者様

西九州大学・西九州大学短期大学部
国際交流センター長

本学留学生の賃金台帳の提出について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて入管法に基づき、入国管理局より賃金台帳の提出を頂くよう指導がありました。下の画像は賃金台帳の例です。お手数お掛けしますが毎月賃金台帳の提出をお願いいたします。ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。また、入管法に定められた週28時間以内（長期休暇中は週40時間の範囲内であれば1日8時間以内）でアルバイトに従事させますよう遵守をお願いいたします。

記

年 貨 金 台 帳

にしきゅうしゅうだいがく 西九州大学・西九州大学短期大学部

国際交流センター長 こうさいこうりゅう ちょう

アルバイト報告書

(がつぶん 月分)

ひづけ (にち)	きんmuじかん (じかん)	ひづけ (にち)	きんmuじかん (じかん)
日付	勤務時間	日付	勤務時間
1日	時間	17日	時間
2日	時間	18日	時間
3日	時間	19日	時間
4日	時間	20日	時間
5日	時間	21日	時間
6日	時間	22日	時間
7日	時間	23日	時間
8日	時間	24日	時間
9日	時間	25日	時間
10日	時間	26日	時間
11日	時間	27日	時間
12日	時間	28日	時間
13日	時間	29日	時間
14日	時間	30日	時間
15日	時間	31日	時間
16日	時間		

貴社名

ごたんどうしゃ
御担当者 _____ (印)
じょうき きさい いつわ
上記の記載に偽りはありません。

りゅうがくせいきにゅうらん <留学生記入欄>		
がつ 学 がくせきばんこう	か <hr/>	
し 学籍番号 めい	名 <hr/>	
ひ 氏 ひ	付 つけ	い <hr/> 印 <hr/> <hr/>

ちゅうい
★注意★

- ①入管法に定められた週28時間以内(長期休暇中は週40時間の範囲内であれば1日8時間以内)で活動すること

②いずれの日を起点としても、前後7日間における活動時間が①を遵守していなければならぬ。

③留学生記入欄以外は事業者側が記入すること



【当ハンドブックに関するお問い合わせ先】

にしきゅうしゅうだいがく にしきゅうしゅうだいがくたんきだいがくぶこくさいこうりゅう
西九州大学・西九州大学短期大学部国際交流センター

国際交流センター

(窓口: 学生支援課)

TEL: 0952-37-6722 (神埼・小城)

0952-37-0369 (佐賀・短大)



ほんがく かいがい き かんり にほん
本学は海外危機管理プロフェッショナルの日本エマージェンシーアシスタンス
(EAJ) と提携して、24時間365日のサポートを実施し、**安心・安全の**
かいがいりゅうがく ていきょう
海外留学を提供しています。

